愛媛県立図書館特別取扱資料取扱要領

（目的）

第１条　この要領は、「愛媛県立図書館管理規則」第10条第５号及び「愛媛県立図書館資料の収集・保存・除籍に関する方針」４(２)オに基づき、愛媛県立図書館が所蔵する資料のうち、資料的価値が高いもの及び破損しやすいもの、退色や劣化の恐れがあるもの、今後入手困難が予想されるもの（以下「特別取扱資料」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

（適用）

第２条　この要領は、次に掲げる資料に適用する。

(１)　小野家文書、上吾川宮内家文書、久門家文書、松本家文書、三並家文書

(２) 池田屋（清水谷家）文書、内山家文書、奥平文書、越智家文書、梶原家文書、長屋家文書、西原佐喜市氏旧蔵文書、宮内家文書、三輪田文書、秋山家文書

(３)　愛媛県行政資料（藩政期・明治期）、伊予八藩土地関係史料

(４)　真鍋博コレクション

(５)　明治以前の古文書・古記録・古地図

(６)　刊行後３０年以上経過した新聞

(７)　その他、館長が特に指定したもの

（保管場所）

第３条　その資料の特性に応じた方法により、適した場所に保管する。

（閲覧）

第４条　特別取扱資料の閲覧を希望する利用者は、「特別取扱資料閲覧申込書」（様式第１号）を提出しなければならない。

２　前項に指定する手続きを経た利用者は、閲覧に際して職員の指示に従い、指定された場所で閲覧するものとする。

３　複製物があるものは複製物を優先して閲覧させるものとする。

４　劣化損傷が著しく進んだ特別取扱資料は、その程度に応じ、できる限り範囲を限定して閲覧を制限する等の措置を取る。

（貸出）

第５条　特別取扱資料は、「愛媛県立図書館図書資料利用要綱」第３章に定める図書資料の館外利用及び第７章に定める他館との相互利用の対象にはならない。

２　前項の規定に関わらず、館長が特に認めた場合はこの限りではない。この場合の貸出手続きは「愛媛県立図書館図書資料利用要綱」第14条に定める特別借出しの方法を適用する。

（意識化）

第６条　職員の資料保存に対する意識を喚起し、利用者等の意識を喚起するように努める。

２　特別取扱資料の取扱に関する手引書を作成し、職員の資料保存に対する意識を喚起し、必要な知識を共有する。

３　利用者に対しては、館内掲示や図書館報、ホームページ等により、資料保存に対する意識を喚起する。

（その他）

第７条　その他必要なことは、館長が特に定めるものとする。

（補則）

第８条　この要領に定めるもののほか、複写、掲載等及び複製については「愛媛県立図書

館図書資料複製要領」を適用する。

附　則

１　この要領は、平成21年４月１日から施行する。

附　則

１　この要領は、平成27年４月１日から施行する。

附　則

１　この要領は、平成28年10月30日から施行する。

附　則

１　この要領は、平成31年４月１日から施行する。

附　則

１　この要領は、令和２年４月１日から施行する。